

水環第 122 号
令和3年4月26日

恵那市廃棄物減量等推進審議会長 様

恵那市長 小坂 喬



恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正並びに
し尿処理手数料の口座振替について（諮問）

貴審議会に対し、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

- 1) 恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正
- 2) し尿処理手数料の口座振替について

2. 諮問理由

恵那市ふれあいエコプラザ条例は、休館日の設定について現状の施策に合致しなくなっており、これを改正することについて意見を求めるものです。

し尿処理手数料の口座振替については、現行のし尿汲取券による支払に加えて口座振替及び納付書による支払を開始することについて意見を求めるものです。